

新型コロナウイルス感染症に関する特別休暇の取扱い

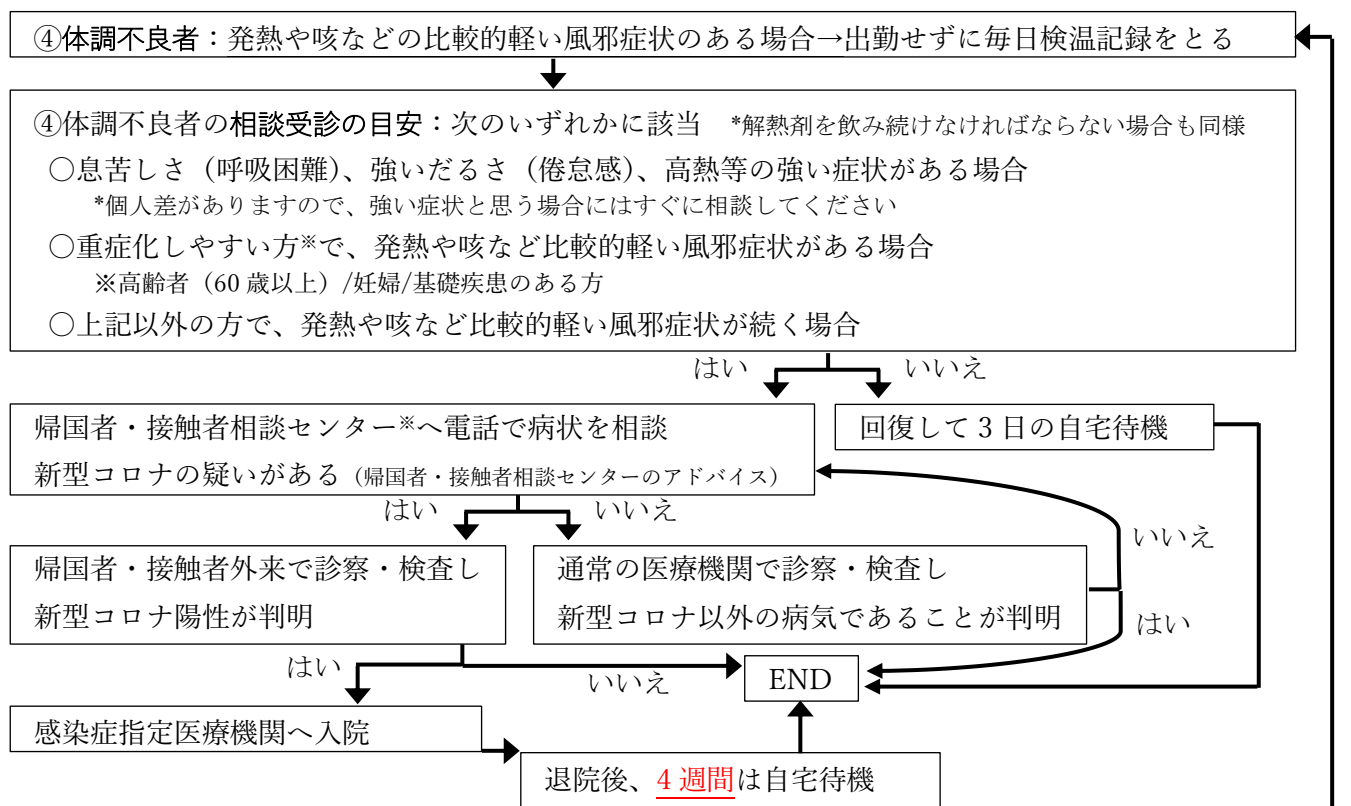
新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」と言う。）の感染が疑われる者及び新型コロナ感染者には就業規則第39条第10号（その他大学が認めた場合、その認めた期間）に基づき、次のとおり「特別休暇」として取り扱う。

適用期間	2020年3月2日から当面の間
適用対象	専任教員、特任教員、専任職員、非常勤講師、嘱託職員、臨時職員（派遣職員はその他参照）
感染の定義	①感染者、②接触者、③海外からの帰国者*、④体調不良者、のいずれかに該当する者
特別休暇の期間	感染者等の対応フローで「END」となるまで。ただし、④体調不良者が回復してから3日後までを特別休暇とする(最長14日間まで)。
休暇申請の添付資料	入院の場合は病院の診断書（出勤許可日が記載されたもの）、その他の場合は本学保健センター発行の「体調観察表★」及び帰国者・接触者外来の領収書等（提出先：人事課） ★体調観察表は 大学 HP ¥ 緊急のお知らせ からダウンロードしてください。
出勤の可否	産業医（人事課が上記添付資料で保健センターに確認をとる）
その他	派遣職員は専任職員に準拠して取扱い、派遣元の会社への費用を補償する。 委託業者については、各部課室から状況を説明し、準拠した取扱いを要請する。

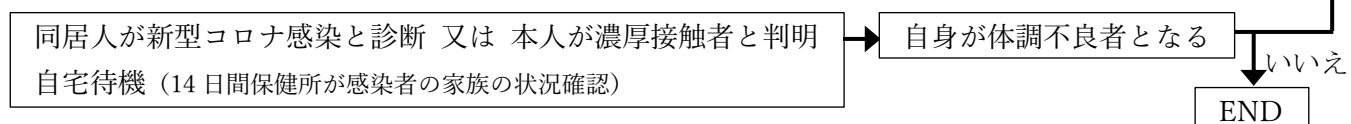
* (2020年3月18日追記変更) 外務省感染症危険情報でレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）以上に指定されている国、地域からの帰国者（トランジットを含む）

■感染者等の対応フロー

本人が ④体調不良者 の場合



本人が ②接触者 の場合



※ 「帰国者・接触者相談センター」は自宅住所地の所管保健所にある。